

第9回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 不当な差別的言動に該当するかについて、表現内容の形式的判断に加え、当該表現活動が行われた背景・態様等の周辺事情を含めた実質的な部分も考慮すべき。

 - ・ 不当な差別的言動に該当するかについては、客観的な証拠等をどう取り扱うかという観点も含め、引き続き検討すること。

- 事務連絡ほか